

TDB電子認証サービスTypeA 商工会議所会員確認票

商工会議所会員企業様に対して「TDB 電子認証サービス TypeA」（IC カードタイプ電子証明書）を以下の特別価格にてご提供いたします。

本「確認票」の《必要項目記入欄》にご記入のうえ、（１）裏面の《商工会議所確認欄》に必要事項を記入して所属商工会議所の「確認印」の押印を受けるか、または、（２）「会員判別書類」（１点）のコピーを添付し、利用申込書類一式に同封してください。

●**本確認票は申込名義人お一人様につき1枚ご提出ください。**

（なお、お一人で複数回お申込みされる場合は、お申込み毎に本確認票の同封が必要です）

●**その他申込方法の詳細につきましては、弊社ホームページ(<https://www.tdb.co.jp/typeA/>)をご参照ください。**

TDB電子認証サービスTypeAとは？

TDB電子認証サービスTypeAは、国土交通省や多くの自治体が採用している「電子入札コアシステム」に対応した電子証明書(ICカード)を発行するサービスです。また、一部省庁の電子申請や「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」、さらには民間企業間の「電子契約」や「e文書法」にもご利用いただくことができます。

商工会議所 会員企業様向け特別販売内容

通常本体価格より2,000円引き(1枚あたり)にてご提供！

※有効期間5年版は2025年7月31日で申込終了。2.3.4年版のいずれかでお申込ください。

詳細は弊社ホームページをご参照ください。

	2年		3年		4年	
有効期間	約2年1ヶ月 (760日)		約3年1ヶ月 (1,125日)		約4年1ヶ月 (1,490日)	
価格種別	通常価格	特別価格	通常価格	特別価格	通常価格	特別価格
1枚目価格	28,000円 (税込 30,800円)	26,000円 (税込 28,600円)	33,000円 (税込 36,300円)	31,000円 (税込 34,100円)	42,000円 (税込 46,200円)	40,000円 (税込 44,000円)
2枚目以降価格/枚	26,000円 (税込 28,600円)	24,000円 (税込 26,400円)	30,000円 (税込 33,000円)	28,000円 (税込 30,800円)	38,000円 (税込 41,800円)	36,000円 (税込 39,600円)
10枚以上 同時申込価格/枚	20,000円 (税込 22,000円)	18,000円 (税込 19,800円)	28,000円 (税込 30,800円)	26,000円 (税込 28,600円)	36,000円 (税込 39,600円)	34,000円 (税込 37,400円)

《必要項目記入欄》 下記全ての項目を必ずご記入ください。 本確認票適用期限は2026年3月末までです。

貴社名										
貴社所在地	〒									
利用申込書受付番号(※)	2	0	2							
所属商工会議所名										
商工会議所記入欄 (番号4桁)	1	8	0	1	※利用申込書受付番号：TDB ホームページで申込情報を入力後印刷した「TDB 電子証明書 typeA 利用申込書」左上に記載の数字11桁です。					

■ 申込方法についてのお問合せ先
電子認証局ヘルプデスク

■ 特別販売についてのお問合せ先

プロダクトデザイン部ネットソリューション課



TEL：0570-011999

TEL：03-5775-3134（直通）

※本確認票にご記入いただいた情報は、日本商工会議所および各地の商工会議所への各種確認・通知に使用します。

本「確認票」の提出にあたり、以下の(1)または(2)のいずれかのご準備をお願いします。

(1)「商工会議所確認欄」に、所属商工会議所の「確認印」の押印を受ける

下欄に必要事項(名称・所在地・所属商工会議所名)を記入のうえ、「商工会議所確認印」の欄に、所属する商工会議所の確認印(商工会議所名の入ったゴム印等で可)の押印を受けてください。

《商工会議所確認欄》

以下の事業者は当所の会員であることを確認しました。

名称		商工会議所確認印
所在地		
所属商工会議所名		

(2)「会員判別書類」(1点)のコピーを添付する

確認印の押印を受けられない場合、次のいずれかの書類(1点)および本確認票を申込書類一式に同封していただきますようお願いいたします。

「会員証」のコピー
「会員カード」のコピー
直近の「会費払込票」、「口座振替通知ハガキ」のコピー

※会員判別書類とは・・・名称・所在地・所属商工会議所名・および有効期限が記載されたもの。

※上記のいずれもお手元にない場合は、所属の商工会議所にご相談ください。

※「会費払込票」の場合、「特定商工業者制度」のものは不可ですのでご注意ください。